

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 中小企業の会計基準

**Q** : 中小企業の会計基準の方向性が示されたそうですが、その内容を教えてください。

**A** : 中小企業庁の中小企業の会計に関する研究会の報告書に会計基準の方向性が示されています。

### 【解説】

中小会社についても統一された会計基準により計算書類が作成される必要があるといわれてきていますが、大会社と同じ基準を設定することは現実的でないため、中小企業庁や会計士協会など、中小会社での会計のあり方が各方面で検討されています。

中小企業庁がまとめた「中小企業の会計に関する研究会報告書」では、中小企業の会計基準の方向性が示されています。

今回の会計基準の対象となるのは、株式公開を目指さない商法上の小会社で、資本金1億円以下の中小企業です。

報告書では、商法規定を基本とし、会計原則や税法も一部認容した簡易な基準が示されています。

具体的には、企業会計で認められている各種引当金は、税法では廃止に向かって段階的な縮小が行われていますが、今回の報告書では、設定金額の見積りが合理的にできて、法的債務性のあるものについては、引当金等として計上することとしています。また、貸倒引当金については、取立不能見込額については個別の債権ごとに評価することとし、商法上詳細な規定がないため、税法を参考にできるとしています。

